

## 和歌山県建設工事務総合評価方式実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>省略 (対象工事) 第3条 原則として、「<u>予定価格(税抜き)</u>」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)3,000万円以上の工事を対象とする。 <u>なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。</u></p> <p>(1) 特別簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(2) 簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(3) 標準型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(4) 高度技術提案型総合落札評価方式 技術的な工夫の余地が特に大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>省略 (総合評価結果の公表) 第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術<u>提案</u>等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表する。</p> <p>省略 附 則 <u>この要綱は、平成18年7月1日から施行する。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱(平成18年7月1日)は、廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。</u></p>	<p>省略 (対象工事) 第3条 予定価格3,000万円以上の工事については、総合評価方式を適用することを原則とし、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。</p> <p>(1) 特別簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(2) 簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(3) 標準型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が特に大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>(4) 高度技術提案型総合落札評価方式 技術的な工夫の余地が特に大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式</p> <p>省略 (総合評価結果の公表) 第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表する。</p> <p>省略 附 則 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱(平成18年7月1日)は、廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。</p>